

(公印省略)

市体協ス第12号
令和2年6月9日

大分市スポーツ少年団
各団 代表指導者各位

大分市スポーツ少年団
本部長 久渡 晃

今後の団活動の実施について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から本市スポーツ少年団の育成・援助にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業後の団活動の再開については、令和2年5月19日付市体協ス第9号にて「遵守事項」を設定し、通知したところでございます。

今後の団活動の実施については、(別紙)「今後の団活動の実施について」に基づいて、今後についても新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を徹底し、適切な団活動の実施について配意願います。

なお、今後の感染状況や競技団体等の動向により、団活動実施に係る対応に変更が生じる事があることを申し添えます。

記

- 1 3つの条件（換気の悪い「密閉」空間、近距離での「密接」した会話、多くの人の「密集」する場所）が重ならないよう、感染拡大防止を第一に考えた実施体制を整えて行う。
- 2 身体接触のある活動や、近距離で正対するような活動を、当分の間行わない。
実施可能となった場合も、リスクの低い活動から徐々に実施する。
- 3 合宿、他チームとの交流（合同練習や対外試合）は、当分の間行わない。
実施可能となった場合も、3つの条件が重ならないよう、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。
- 4 感染防止対策が十分にとれない場合は活動を見合わせる。
- 6 その他
 - ① (別紙)「今後の団活動の実施について」を参考に、今後の団活動の実施について、指導者・母集団に周知する。
 - ② 用具等の共用物の消毒は使用前に行い、不必要に使いまわすことのないようにする。必要があれば随時消毒をするなどの衛生管理を行う。